

## 米軍からの募集内容

職種名	<b>エンジニアリング専門職（適応専門業務）</b> <b>予定職種：技師職（適応専門業務）</b>  (変更の範囲：基本労務契約附表Ⅰ職務定義書の範囲内)
職位	一般従業員
雇用の種類・期間	<b>常用従業員（フルタイム）（採用後、6ヶ月は試用期間） 定年までの雇用形態</b>
職務内容	BWT 1-6（訓練レベル）：スーパーバイザーまたはシニアスペシャリストの通常より厳しい監督の下、一般工学の技術者タイプのエンジニアリング業務を行い、対象職種（PD（技師職（ゼネラル）、MLG-0525、BWT 1-7、LPL:4）に記載されている日常的・反復的業務に関する具体的な割当て業務を完了し、スーパーバイザーまたは上位の同僚が行う、より複雑で詳細な機能の実施を促進するその他の関連・付随する業務に従事します。  BWT 1-7（フルパフォーマンスレベル）：フルパフォーマンスレベルの専門的なエンジニアリング業務を担当します。主な業務内容は、エンジニアリング全般、プロジェクト管理、現場調査、現場分析、見積り、設計、図面作成、スケジュール管理、顧客や他分野のエンジニアとの工事詳細に係る調整などです。調整、現場調査、基本的な技術調査を通じて、大規模で複雑なプロジェクトの基本的な顧客要件から詳細なプロジェクトスコープを開発する。エンジニアリングの原則、実践、方法を用いて、大型で複雑なプロジェクトのあらゆる側面を完全に伝えるための詳細な仕様書、回路図、計画書を作成し、従来の方法が適用されない独自の状況に対する標準や基準を開発する。大規模で複雑なプロジェクトの建設契約の交渉や勧誘するために、詳細なコスト見積り、スケジュール、技術分析、設計計算、参考図面、アズビルト図面を作成する。空軍契約飛行隊、米国防務工兵隊など、社内外の契約機能をサポートするための調整、作業範囲の作成、スケジュール管理、見積り、予算、資金要求、現場視察など、プロジェクト管理機能を実行する。
勤務場所	<b>トリイ通信施設</b> <b>（変更の範囲：他の在日米軍施設）</b>
勤務時間等	<b>0700～1545（休憩1130～1215）</b>
休日	<b>週休2日（土、日）</b>
祝日	<b>アメリカのカレンダーに沿った祝日、海の日、従業員誕生日の祝日（18日間）</b>
休暇制度	<b>有</b>
時間外勤務の有無	—
基本給与	<b>256,600円（1-6-13）</b>
該当する場合に支給される手当	<b>通勤、扶養、住居手当</b>
夏季・年末手当（ホ・ナ）	<b>夏季（225%）・年末（225%）※基準を満たした場合に支給。※支給率については変動有。</b>
加入保険	<b>健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険（40歳以上の方）</b>
受動喫煙防止措置	受動喫煙防止措置あり 屋内禁煙
必要な経験、資格等	1. BWT 1-6：BWT 1-5に相当する専門的な経験を1年以上有していること、または一般工学の大学院レベルの教育を2学年以上受けていること。 2. BWT 1-7：工学修士号または工学系大学院で3学年以上の教育を受けた者、または以下に示す教育・免許・経験を併せ持つ者。 学歴/免許 一般工学の専門分野における4年制ラゲッジ又は大学を卒業した者、または1級もしくは2級建築士、建築設備士、技術士等の公的な技術者資格を有していること。 経験 BWT 1-6相当の専門的な経験を1年以上有していること。 ※専門的な経験とは、職務を成功裏に遂行するための特定の知識、技能、能力（KSAs）を申請者が備えており、充足される職務の典型的、または関連する経験であること。 学歴で代替する場合は、卒業見込証明書及び成績証明書、または卒業証明書・学位証明書及び成績証明書を併せて提出してください。 提出されない場合は、選考の対象外なる場合があります。 3. 要求される語学能力 BWT 1-6：流暢な英語力での会話、読み書きができること LPL2 英検2級以上、TOEIC550点以上（IP不可）、CASEC560点以上 BWT 1-7：抜群な英語力での会話、読み書きができること LPL3 英検準1級以上、TOEIC730点以上（IP不可）、CASEC870点以上 4. 有効な普通自動車運転免許を所持している、または普通自動車運転免許の取得が可能なる者。 5. 軍人、軍属（※）又はそれらの家族ではないこと。 軍属：① 教育や行政分野の国家公務員、 ② 軍に雇用されている米国民間人 ③ 軍と契約している民間会社に雇用されている米国民間人
採用人員	<b>1名</b>
備考	<b>【限定従業員】</b> のご案内があった方は下記をご確認ください。  ※ 当該雇用は更新される若しくは更新されない場合があり、又は、当該雇用の期日前に雇用が解除される場合がある。 更新については、雇用期間終了時期の仕事量、従業員が従事している職務の経過具合、在日米軍の運営状況、従業員の勤務態度又は能力により判断される。  4箇月を超えない業務の場合 → 更新される場合は最初の採用から4箇月を超えない期間。1回に限り、2箇月を超えない期間延長する場合がある。 2年を超えない業務の場合 → 更新される場合は最初の採用から2年を超えない期間。  <b>【時給制臨時従業員】</b> のご案内があった方は下記をご確認ください。  更新可能性ありの場合 → 当該雇用は更新され若しくは更新されない場合があり、更新される場合においても最初の採用から通算した雇用期間は3年間を超えることはない。 当該更新については、雇用期間終了時期の仕事量、従業員が従事している職務の経過具合、在日米軍の運営状況、従業員の勤務態度又は能力により判断される。  更新可能性なし → 当該雇用は雇用終了日をもって終了し、更新されない。

**※ 希望される方は、LMO沖縄支部（098-921-5532）までお問い合わせください。**